

1703 免税規定（関税定率法等）に係る消費税等適用一覧

関税の免税条項別の消費税及び内国消費税の免除に係る適用関係は以下のとおりです。

関税の免税条項 （関税定率法）	消費税の免除（輸徴法 13-1）	内国消費税 の免除（輸徴 法 13-3）	参 考
14 条（無条件免税）			
1 号（皇室用物品）	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 号の 2 の「一部適用」は、国連等から寄贈された教育用又は宣伝用の物品をいう。 ・ 10 号の「一部不適用」は、消費税法第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定により免除を受けた物品をいう。 ・ 12 号及び 15 号は削除されている。 ・ 16 号の「一部非課税」は、消費税法施行令第 14 条の 4 で定められた物品をいう。
2 号（外国元首等物品）	○	○	
3 号（国際機関等が寄贈する勲章等）	○	×	
3 号の 2（国連等からの寄贈物品等）	一部適用	×	
3 号の 3（国際博覧会等のカタログ類）	○	×	
4 号（記録文書その他の書類）	○	×	
5 号（政府等が輸入する専売品）	×	×	
6 号（注文の取集めのための見本）	○	×	
6 号の 2（品質表示ラベル）	○	×	
7 号（携帯品）	○	○	
8 号（引越荷物）	○	○	
9 号（送還された公用品）	○	○	
10 号（再輸入貨物；減免戻税適用貨物を除く）	一部不適用	×	
11 号（再輸入貨物の容器）	○	×	

関税の免税条項 (関税定率法)	消費税の免除 (輸徴法 13-1)	内国消費税 の免除(輸徴 法13-3)	参 考
13号(遭難した船舶等 の解体等)	○	×	
14号(事故によって戻 された貨物)	○	×	
16号(身体障害者用器 具等)	一部非課税	×	
17号(ニュース映画用 のフィルム等)	○	×	
18号(少額貨物)	○	×	
15条(特定用途免税) 1項			
1号(標本、参考品、 学術研究用品)	×	○	
2号(学術研究用等 のための寄贈物)	○	○	
3号(慈善用等寄贈品)	○	○	
3号の2(国際親善の 寄贈物品)	○	○	
4号(儀式、礼拝用寄 贈物品)	○	×	・5号の2の「一部適 用」は、当該号のロ 及びハをいう。
5号(日赤への寄贈医 療物品)	○	×	
5号の2(国際博覧会 用等消費物品)	○	一部適用	・6号及び7号は削除 されている。
8号(航空機の発着等 の安全機器等)	×	×	
9号(引越自動車等)	○	○	
10号(条約による特定 用途免税物品)	一部適用	×	・10号の「一部適用」 は、関税定率法施行 令第25条の2第2号 から第7号に掲げる 物品をいう。
16条 1項各号(外交官用貨 物等の免税)	○	○	

関税の免税条項 (関税定率法)	消費税の免除(輸徴法 13-1)	内国消費税 の免除(輸徴 法13-3)	参 考
17条(再輸出免税) 1項			
1号(加工される貨物 又は加工材料)	○	○	
2号(輸入貨物の容器)	○	×	
3号(輸出貨物の容器)	○	×	
4号(修繕貨物)	○	○	
5号(学術研究用品)	○	○	
6号(試験品)	○	○	
6号の2(輸出入貨物 の試験用機器等)	○	○	
7号(注文取集めの見 本品等)	○	○	
7号の2(国際運動競 技会等の使用物 品)	○	○	
8号(巡回興行用物品 等)	○	○	
9号(展覧会等の出品 等)	○	○	
10号(一時入国者が輸 入する自動車等)	○	○	
11号(条約の規定によ る物品)	○	○	

関税の免税条項 (関税暫定措置法)	消費税の免除(輸徴法 13-1)	内国消費税 の免除(輸徴 法13-3)	参 考
8条の7(経済連携協定 に基づく加工又は修繕 のため輸出された貨物 の免税)	一部適用	×	・「一部適用」は、輸出 の際に免除を受けてい ない物品をいう。

(注) 1. 「○」印は適用を、「×」印は不適用を表す。
2. 「内国消費税の免除」欄は消費税を除く。